

北海道情報公開条例の解釈及び運用について

前文

道が保有する情報は、道民の共有の財産であり、これを広く公開することは、民主主義の原理及び地方自治の本旨に由来する開かれた道政を推進していくために不可欠である。

道は、これまで、公文書の開示制度を導入し、情報の公開に努めてきた。しかし、近年、地方分権の推進など道政を取り巻く環境が大きく変化し、道民による行政参加と監視の観点から、情報の公開の重要性がますます高まっており、公文書の開示制度に加えて情報提供の積極的な推進など情報公開制度全般にわたる一層の整備、充実が求められている。

新しい情報公開制度は、だれもが知りたいときに自由に知り得るよう知る権利を明らかにするとともに、道政の諸活動について説明する責任を全うすることにより、その公開性を高め、及び道民参加を促進するものでなければならない。

このような考え方に立って、道政に対する理解と信頼を深め公正で民主的な道政を確立するため、この条例を制定する。

趣旨

前文は、この条例を制定するに当たっての基本的認識及びこの条例の制定の理念を明らかにしたものである。

第1章 総則

第1条（目的）関係

本条は、この条例の目的を明らかにしたものである。

第1条 この条例は、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供の推進に関し必要な事項を定めることにより、開かれた道政を一層推進し、もって地方自治の本旨に即した道政の発展に寄与することを目的とする。

趣旨及び解釈

- (1) この条例の各条項の解釈及び運用は、常に本条に照らして行わなければならないものである。
- (2) 「公文書の開示を請求する権利」とは、道及び道が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が保有する公文書の閲覧又はその写しの交付を求める権利をいう。公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）が条例に定める要件を満たしたものである場合は、実施機関に当該開示請求に係る公文書の閲覧又はその写しの求めに応じなければならない条例上の義務があり、実施機関の公文書の開示をしない旨の決定に対して、開示請求したもの（以下「開示請求者」という。）に不服がある場合は、救済の道が開かれているものである。
- (3) 「公文書の開示」とは、本条例第2章の定めるところにより、公文書の開示請求に応じて、実施機関が公文書を閲覧及び視聴に供し、又は公文書の写しの交付を行うことをいう。
- (4) 「情報提供の推進」とは、実施機関が自主的・能動的に、又は道民等の求めに応じて任意に道政に関する情報を広く道民等の利用に供することをいう。
- (5) 「開かれた道政を一層推進し、もって地方自治の本旨に即した道政の発展に寄与する」とは、この条例の目的を明らかにしたものであり、公文書の開示と情報提供の推進によって、道民と道政との間の情報の流れを幅広く豊かなものとすることにより、民主的な道政の実現に資するという趣旨である。

第2条（定義）関係

本条は、この条例の中心的な用語である「実施機関」、「公文書」及び「公文書の開示」について定義したものである。

第1項（実施機関）関係

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、連合海区漁業調整委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、病院事業管理者及び警察本部長並びに道が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

趣旨及び解釈

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）、警察法（昭和29年法律第162号）、地方独立行政法人法等により、独立して事務を管理し、執行する知事、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、連合海区漁業調整委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、病院事業管理者及び警察本部長並びに道が設立した地方独立行政法人をもって、公文書の開示等を実施する機関としたものである。
- (2) 道が設立した地方独立行政法人は、その事務事業の積極的な公開が求められており、開かれた道政を一層推進する目的で道が進める情報公開制度の一端を担う必要があることから、当該地方独立行政法人を本条例の実施機関に加えることとしたものである。

第2項（公文書）関係

2 この条例において「公文書」とは、実施機関が作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、官報白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

趣旨及び解釈

- (1) 公文書の開示の対象とする公文書について、その概念を形態別に明らかにするとともに、その範囲を明らかにしたものである。
- (2) 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいい、具体的には、磁気テープ（録音テープ、ビデオテープ等）、磁気ディスク（ハードディスク等）、光ディスク（CD-ROM等）等に記録されたものをいう。
- (3) 「実施機関が管理している」とは、知事の所掌事務に係る公文書の管理に関する規則（平成10年北海道規則第46号。以下「文書管理規則」という。）等に基づいて、実施機関が保管し、又は保存していることをいう。

なお、「実施機関が管理しているもの」であれば、決裁、報告等の手続が外形的に省略さ

れているものでも対象公文書となるものである。

また、「当該実施機関が組織的に用いるもの」とは、当該公文書がその作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用され、及び保存されている状態のものを意味する。したがって、①職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためだけに利用し、組織としての利用を予定していないもの（自己研さんのための研究資料、備忘録等）、②職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し、③職員の個人的な検討段階にとどまるもの（決裁文書の起案前の職員の検討段階の文書等。なお、担当職員が原案の検討過程で作成する文書であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。）などは、組織的に用いるものに該当しない。

実施機関が作成し、又は取得した文書が、どのような状態にあれば組織的に用いるものと言えるかについては、①文書の作成又は取得の状況（職員個人の便宜のためにのみ作成し、又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に当該行政機関の長等の管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか）、②当該文書の利用の状況（業務上必要なものとして他の職員又は部外に配付されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか）、③保存又は廃棄の状況（専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか）などを総合的に考慮して実質的な判断を行うこととなる。

- (4) ただし書は、「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」を開示請求の対象外とすることを定めたものであり、これらは、一般に容易に入手・利用が可能であることから、公文書から除外することとしたものである。ただし、公文書に添付されている新聞等の写し等についてはこの限りでない。

第3項（公文書の開示）関係

3 この条例において「公文書の開示」とは、次章に定めるところにより、文書、図画又は写真にあっては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録にあっては視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により開示することをいう。

1 趣旨及び解釈

公文書の開示の方法について定めたものである。

2 運用

(1) 文書、図画及び写真の開示の方法

文書、図画及び写真については、閲覧又はその写しを交付することにより行うものとする。

(2) 電磁的記録の開示

録音テープ及び録音ディスクについては、専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープに複写したものを交付することにより行うものとし、ビデオテープ及びビデオディスクについては、専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものを交付することにより行うものとし、その他の電磁的記録については、原則として当該電磁的記録を現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力したものの閲覧又はその写しを交付することにより行う。ただし、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付が容易である場合は、当該電磁的記録の閲覧若しくは視聴又は複写したものの交付により行うことができる。

(3) 公文書の開示に係る事務処理

公文書の開示は、第9条から第23条までの規定によるほか、北海道情報公開条例の施行に関する規則（平成10年北海道規則第44号。以下「規則」という。）の定めるところにより行うものとする。

第3条（この条例の解釈及び運用）関係

本条は、この条例の解釈及び運用について定めたものである。

第1項（開示請求権の尊重と個人に関する情報への配慮）関係

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利を十分尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

趣旨及び解釈

- (1) 実施機関の職員は、第1条とともに、本条の趣旨に従い、各条項を解釈し、及び運用しなければならないものである。
- (2) 実施機関は、公文書の開示を求める権利を保障するため、この条例に定める要件を満たした開示請求に対しては、当該開示請求に係る公文書が第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる情報に該当しない限り公文書の開示をしなければならないことを基本とするとともに、個人のプライバシーを最大限に保護することを原則として、条例全体を解釈し、及び運用しなければならないものである。
- (3) 「個人に関する情報がみだりに公にされることのない」とは、思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等その他一切の個人に関する情報は、公開を原則とする公文書の開示においても、最大限に保護されるべきものであり、正当な理由なく公にされてはならないことを明らかにしたものである。

第2項（利用者の利便への配慮）関係

2 実施機関は、公文書の開示その他の事務を迅速に処理する等この条例に定める情報公開制度の利用者の利便に配慮をしなければならない。

趣旨及び解釈

実施機関は、公文書の開示の事務や審査請求に係る事務をできるだけ迅速に処理する等情報公開に係る事務処理に当たっては、個々の利用者の利便に配慮をしなければならないことを明らかにしたものである。

第4条（公文書の管理等）関係

本条は、公文書の管理と公文書の検索に必要な資料の作成について定めたものである。

第4条 実施機関は、この条例に定める情報公開制度の的確な運用を図るよう、公文書の分類、保存、廃棄等公文書の管理を適切に行うとともに、公文書の検索に必要な資料を作成するものとする。

1 趣旨及び解釈

- (1) 情報公開制度を的確に機能させるため、公文書の適切な管理と公文書の検索に必要な資料の作成について、実施機関の責務を定めたものである。
- (2) 「公文書の分類、保存、廃棄等公文書の管理を適切に行う」とは、文書管理規則等の定めに基づき、公文書の管理を適正に行うことをいう。
- (3) 「公文書の検索に必要な資料」とは、北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号）の規定に基づく文書分類表等をいう。

2 運用

公文書の検索資料

公文書の検索に必要な資料は、公文書の開示の窓口である行政情報センター等に備え置き、又はインターネットの利用により開示請求者その他の縦覧等に供する等公文書の開示の用に供するものとする。

第5条（情報の適正使用）関係

本条は、公文書の開示又は情報の提供を受けたものの責務を定めたものである。

第5条 この条例の定めるところにより公文書の開示又は情報の提供を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即し適正に使用しなければならない。

趣旨及び解釈

- (1) 「この条例の目的に即し」とは、開かれた道政を一層推進し、地方自治の本旨に即した道政の発展に寄与するという第1条に掲げる条例の目的に従うということである。
- (2) 「適正に使用しなければならない」とは、公文書の開示又は情報の提供を受けたものは、当該開示によって得た情報を濫用して、道民生活や企業活動などを侵害したり、不当な利益を享受したりすることのないよう使用しなければならないという趣旨である。

第6条（制度の周知）関係

本条は、情報公開制度の周知について実施機関の責務を定めたものである。

第6条 実施機関は、この条例に定める情報公開制度が適正かつ有効に活用されるよう、この条例の目的、内容等について広く周知を図るよう努めるものとする。

趣旨及び解釈

実施機関は、情報公開制度が適正かつ有効に活用されるよう、この条例の目的、内容等について広く周知を図るよう努めることとしたものである。

第7条（制度の改善）関係

本条は、情報公開制度の改善について定めたものである。

第7条 知事は、広く道民の意見を聴いて、この条例に定める情報公開制度を円滑に運用するよう努めるとともに、必要に応じその改善に取り組むよう努めるものとする。

1 趣旨及び解釈

知事は、この条例の内容、運用その他に関し、広く道民の意見を聴いて、情報公開制度を円滑に運用するよう努めるとともに、必要に応じて制度の改善に努めることとしたものである。

2 運用

制度の改正等についての検討機関の設置

この条例の重要な事項に関する改正等については、必要に応じ、学識経験者などによる検討機関を設置し、審議、検討を行うものとする。

第8条（制度の実施状況の公表）関係

本条は、情報公開制度の実施の状況の公表について定めたものである。

第8条 知事は、毎年度、各実施機関のこの条例に定める情報公開制度の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

1 趣旨及び解釈

- (1) 知事は、毎年度、各実施機関の公文書の開示及び情報提供の実施状況を取りまとめ、公表することとしたものである。
- (2) 「情報公開制度の実施状況」とは、公文書の開示、刊行物等による情報提供、出資法人等に係る情報提供等の実施状況をいう。

2 運用

公表の方法

情報公開制度の実施状況の公表は、道民に広く周知できる方法により行うものとする。

第2章 公文書の開示の制度

第1節 公文書の開示を請求する権利等

第9条（公文書の開示を請求する権利）関係

本条は、開示請求者の範囲を定めたものである。

第9条 何人も、実施機関に対して、公文書の開示を請求することができる。

趣旨及び解釈

- (1) 開かれた道政をより一層推進する趣旨から、開示請求権を広く何人に対しても認めることとしたものである。
- (2) 「何人」とは、開示請求権の主体となり得るすべての個人及び法人その他の団体をいう。
なお、その他の団体とは、自治会、商店会、消費者団体等であって、法人格はないが団体としての規約及び代表者が定められているものをいう。

第10条（実施機関の開示義務）関係

本条は、公文書の開示請求に対する実施機関の開示義務を定めたものである。実施機関は、公文書の開示請求に係る公文書に本条第1項各号又は第2項各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないことを明らかにしたものである。

なお、本条第2項の規定は、公安委員会及び警察本部長に限り適用されるものであり、それ以外の実施機関については本条第1項の規定が適用されることとなる。

第1項（実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。）の開示義務）関係

第10条 実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。）は、公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る公文書に、次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書に係る公文書の開示をしなければならない。

趣旨及び解釈

- (1) 実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。）は、本項各号に掲げる不開示情報が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないことを明らかにしたものである。
- (2) 不開示情報は、公開原則の例外となる情報を具体的に類型化して規定したものであって、不開示情報が記録されている公文書について開示請求があった場合は、第11条の規定により開示することが公益上必要であると認めるときを除き、いかなる場合においても開示できないものである。
- (3) 不開示情報に該当するかどうかの判断は、開示請求者のいかなるを問わずに行われるものである。したがって、例えば、本項第1号に定める個人に関する情報に該当する情報が記録された公文書は、開示請求が当該個人に関する情報の本人自身から行われた場合であっても、開示することができないものである。

第1号（個人に関する情報）関係

- (1) 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの

1 趣旨及び解釈

- (1) 本号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の観点から、個人のプライバシーに関する情報を不開示情報として定めたものである。
- (2) 「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」とは、一般に個人のプライバシーに属すると考えられる情報について例示したものである。
- (3) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、本項第2号に規定しており、このような情報が記録されている公文書の開示をするかどうかの決定（以下「開示等の決定」という。）は、同号で判断することとし、本号の不開示情報の範囲から除外したものである。したがって、事業を営む個人に関する情報が記録されている公文書であっても、その事業とは関係のない個人に関する情報が記録されている公文書については、本号により開示等の決定の判断が行われることとなるものである。
- (4) 「特定の個人が識別され得るもの」とは、特定の個人であると明らかに識別され、又は識別される可能性のある情報をいう。氏名等のように個人が直接識別できるような情報はもとより、当該情報からは直接特定の個人が識別できなくとも、他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得る情報も該当するものである。
- (5) 「通常他人に知られたいと認められるもの」とは、特定の個人の主観的判断のいかんを問わず、社会通念上、他人に知られたいと思ふことが通常であると認められる情報をいう。

2 運用

- (1) 個人に関する情報が記録されている公文書の一般的な取扱い
個人に関する情報の開示は、当該個人に対して回復し難い損害を与えることがある。個人に関する情報が記録されている公文書の取扱いについては、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の観点から、その内容がみだりに公にされることのないよう、常に最大限の配慮をするものとする。
- (2) 個人に関する情報が記録されている公文書の一部開示の取扱い
個人に関する情報が記録されている公文書であっても、当該公文書から氏名等を削除することにより、特定の個人が識別され得ることなく、かつ、当該公文書の氏名等を削除した部分以外の部分について公文書の開示をしても開示請求の趣旨が損なわれたいと認められるときは、当該公文書の氏名等の個人に関する情報が記録されている部分を除いた部分について公文書の開示をするものとする。
- (3) 公務員等の職務情報の取扱い
公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる公務員等の職及び氏名は、公務員等の私人としての行動又は私生活にかかわる事柄ではないから、通常他人に知られたいと認められ

る個人に関する情報とはいえず、原則として本号の不開示情報には該当しないものである。

なお、公務員等とは、国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。

(4) 会食等の相手方氏名の取扱い

会食、懇談等の相手方の個人名は、原則として本号の不開示情報には該当しないものとする。

第2号（行政機関等匿名加工情報）関係

- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

趣旨及び解釈

- (1) 本号は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号を不開示情報として定めたものである。
- (2) 「行政機関等匿名加工情報」とは、個人情報保護法第2条第11項に規定する行政機関等が保有する同法第60条第1項の保有個人情報を、特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、加工した当該保有個人情報を復元できないようにしたものをいう。
- (3) 「記述等」とは、個人情報保護法第2条第1項第1号に規定する文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切のもの（個人識別符号を除く。）をいう。
- (4) 「個人識別符号」とは、個人情報保護法第2条第2項各号に規定する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第1条で定めるもの（例顔の部位の位置等によって定まる容貌、指紋、旅券番号、基礎年金番号、運転免許証の番号）をいう。

第3号（法人等に関する情報）関係

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの

1 趣旨及び解釈

- (1) 本号は、開示することにより法人等及び事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められる情報を不開示情報として定めたものである。
- (2) 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。
- (3) 「競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの」とは、次のような情報をいう。
- ア 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上のノウハウ等の事項に属する情報、販売、営業上の事項に属する情報等であって、開示することにより当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が不当に損なわれると認められるもの
- イ 経理、労務管理等の法人等又は事業を営む個人が事業活動を行う上での内部管理上の事項に属する情報であって、開示することにより当該法人又は事業を営む個人の事業運営が不当に損なわれると認められるもの
- ウ 法人等又は事業を営む個人の社会的評価、社会的活動の自由等が不当に損なわれると認められるもの

2 運用

法人等の地位が不当に損なわれる場合

「不当に損なわれると認められるもの」に該当するかどうかは、当該法人等又は事業を営む個人に係る当該事業の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付けなどを客観的に判断して行うものとする。

第4号（公共の安全等に関する情報）関係

- (4) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

趣旨及び解釈

- (1) 本号は、開示することにより公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報を不開示情報として定めたものである。
- (2) 「人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護」とは、公共の安全と秩序の維持の観点から、人の生命、身体、財産又は社会的な地位を保護するという趣旨である。
- (3) 「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防及び捜査活動のほか、平穏な住民生活、社会の風紀その他の公共の秩序を維持するために必要な警察活動等をいう。
- (4) 「支障が生ずるおそれのある情報」とは、開示することにより、公共の安全と秩序の維持のために行われる警察活動等が阻害され、又は適正に行うことができなくなるおそれのある次のような情報をいう。
- ア 犯罪の被疑者、参考人、通報者の氏名、住所等のように、開示することにより、これらの人々の生命、身体に危害が加えられ、又はその地位若しくは正常な生活が脅かされるおそれのある情報
- イ 特定の個人の行動予定、家屋の構造、所有貴金属の保管場所等のように、開示することによりこれらの特定の個人が犯罪の被害者となるおそれのある情報
- ウ 違法、不正な行為の通報者、告発者の氏名、住所等のように、開示することによりこれらの人々の地位又は正常な生活が脅かされるおそれのある情報
- エ 火薬、麻薬、毒物、劇物等の貯蔵施設の明細図、事業所、工場等における警備員の配置、警報装置の設置場所等のように、開示することにより、犯罪を誘発し、又はほう助するおそれのある情報

第5号（意思形成過程における審議、協議等に関する情報）関係

- (5) 道若しくは道が設立した地方独立行政法人（以下「道等」という。）又は国、独立行政法人等若しくは道以外の地方公共団体、地方独立行政法人（道が設立したものを除く。）その他の公共団体（以下「国等」という。）の事務又は事業に係る意思形成過程において、道の機関若しくは道が設立した地方独立行政法人（以下「道の機関等」という。）の内部若しくは道の機関等の相互間又は道の機関等と国等の機関との間における審議、協議、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、当該事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの

趣旨及び解釈

- (1) 本号は、道等又は国等が行う意思形成過程における情報であって、開示することにより道等若しくは国等の事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められる情報を不開示情報として定めたものである。
- (2) 「その他の公共団体」とは、土地改良区等の公共組合等をいう。
- (3) 「事務又は事業に係る意思形成過程」とは、特定の事務又は事業における個々の最終的な意思決定の手續等がまだ終了していない段階をいい、当該事務又は事業が複数の決定の手續等を要するものである場合には、当該事案に係る全体としての最終的な意思決定が終了するまでの間をいう。
- また、本号は道等に限らず国等の事務又は事業もその対象としているので、当該事務又は事業について道等としての意思決定が終了していても、国等との間における最終的な合意が得られていない場合は、本号にいう意思形成過程にあるものである。
- (4) 「道の機関若しくは道が設立した地方独立行政法人（以下「道の機関等」という。）の内部若しくは道の機関等の相互間」とは、道のそれぞれの機関内部若しくは道が設立した地方独立行政法人の内部又は知事と教育委員会等との道の機関相互間若しくは道の機関と道が設立した地方独立行政法人の相互間をいう。
- (5) 「審議、協議、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した情報」とは、道等又は国等が実施する事務又は事業に係る行政内部の審議、協議、調査研究等に関する情報のほか、会議、打合せ、意見交換、相談、文書等による照会、回答等において実施機関が作成し、又は取得した情報をいう。
- (6) 「開示することにより、当該事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの」とは、おおむね次のような情報をいう。
- ア 行政内部で審議中の案件等に関する情報であって、開示することにより、道民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招き、当該案件等に係る意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの
- イ 行政内部の会議、意見交換の記録等最終的な意思決定に至るまでの過程の情報であって、開示することにより行政内部の自由な意見や情報の交換が妨げられ、意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの
- ウ 事務又は事業に係る企画検討等のために収集した資料等最終的な意思決定に資するための情報であって、開示することにより行政内部の審議等に必要な資料等を得ることが困難

になり、意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの

第6号（国等との協議等に関する情報）関係

- (6) 道等と国等との間における協議により、又は国等からの依頼により、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが当該協議又は依頼の条件又は趣旨に反し、国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められるもの

趣旨及び解釈

- (1) 本号は、道等と国等との間における協議又は国等からの依頼等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが当該協議及び依頼の条件又は趣旨に反し、国等との間における協力関係が損なわれることにより、当該事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められる情報を不開示情報として定めたものである。
- (2) 「国等との間における協議により、又は国等からの依頼により、実施機関が作成し、又は取得した情報」とは、道等と国等との間において、法令等に基づき、若しくは任意に行われる協議により、又は国等からの依頼、照会等により実施機関が自ら作成し、又は他から入手した情報をいう。
- (3) 「開示することが当該協議及び依頼の条件又は趣旨に反し」とは、道等と国等との間における協議又は国等からの依頼に際して開示しないこととする情報が特定されている場合はもとより、当該協議又は依頼の趣旨、目的、情報の内容等からその情報を開示するべきでないとして認められるおおむね次のような情報を開示することをいう。
- ア 道等と国等との間における協議に関する情報であって、国等においても公表していないため、開示することが妥当でないもの
- イ 国等からの依頼による調査等に関する情報であって、国等の承認なしに公表してはならない旨の条件が付されているもの
- ウ 全国を通じて統一的に公表することとされている情報であるため、それまでの間は開示しないこととされているもの
- (4) 「国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められるもの」とは、開示することにより道等と国等との間における協力関係が著しく損なわれることによつて、当面又は将来にわたつて当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められる情報をいう。

第7号（事務又は事業の実施に関する情報）関係

- (7) 試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道等又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの

1 趣旨及び解釈

- (1) 本号は、道等又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められる情報を不開示情報として定めたものである。
- (2) 「試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画」とは、道等又は国等の事務又は事業の目的を失わせ、又はその公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすることが容易に想定される事務又は事業に関する情報の典型的な例を示したものであり、「その他の道等又は国等の事務又は事業に関する情報」とは、前段に例示した情報に類する内容及び性質を有するその他の情報、つまり、道等又は国等が行う一切の事務又は事業に関する情報のうち、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものであれば、前段に例示した情報と同様、本号の適用対象となり得るものである。
- (3) 「当該事務若しくは事業の目的を失わせ」とは、各種の試験問題、検査、取締り等の計画を事前に開示することにより当該試験等の実施が無意味となるように、その事務又は事業の性質上、当該情報を開示することにより当該事務又は事業が本来の意義を失うような場合をいう。
- (4) 「当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの」とは、その情報を開示することにより、現在行われつつある事務若しくは事業又は行われようとしている事務若しくは事業の公正又は円滑な実施に重大な支障を及ぼす場合はもとより、開示することにより、反復又は継続して行われる各種の事務若しくは事業の将来における公正又は円滑な実施を著しく困難にすることが客観的に判断できる場合をいう。

第8号（法令秘情報）関係

(8) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により明らかに開示することができないとされている情報

趣旨及び解釈

- (1) 本号は、法令等の規定により明らかに開示することができないとされている情報を不開示情報として定めたものである。
- (2) 「明らかに開示することができないとされている」とは、法令等の規定が開示してはならない情報を具体的に明示している場合及び法令等の趣旨、目的から、開示してはならない情報であると明らかに認められる場合をいう。

第2項（実施機関（公安委員会及び警察本部長に限る。）の開示義務）関係

2 実施機関（公安委員会及び警察本部長に限る。）は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に、次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書に係る公文書の開示をしなければならない。

趣旨及び解釈

- (1) 実施機関（公安委員会及び警察本部長に限る。）は、本項各号の不開示情報が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないことを明らかにしたものである。
- (2) 不開示情報についての開示請求があった場合には、前項の趣旨及び解釈の(2)及び(3)と同様に、開示することができないものである。

第1号関係

(1) 前項各号（第4号を除く。）のいずれかに該当する情報

趣旨及び解釈

前項各号（第4号を除く。）の趣旨及び解釈と同様である。

第2号関係

- (2) 次に掲げる情報等であって、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報
- ア 現在捜査中の事件に関する情報
 - イ 捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報
 - ウ 犯罪の予防又は鎮圧の手法、技術又は体制に関する情報
 - エ 被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する施設の保安に関する情報
 - オ 犯罪の被害者若しくは参考人又は犯罪に関する情報を提供した者が特定される情報

1 趣旨及び解釈

- (1) 本号は、犯罪の予防、捜査等に代表される刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示情報として定めたものである。したがって、テロ等の不法な侵害行為からの人の生命、身体等の保護に関する情報は本号の対象であるが、風俗営業等の許認可、交通の規制、災害警備等の一般に開示しても犯罪の予防、捜査等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、前項第6号又は次号の規定により開示・不開示を判断することになる。

- (2) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。

本号アからオまでに掲げる情報は、本号の適用範囲が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第5条第4号の規定と同様に犯罪の予防、捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨であることをより明確にするとともに、開示請求者に分かりやすくするために、公共の安全と秩序の維持に係る情報の類型を具体的に例示したものであり、本号アからオまでに掲げる類型に該当したとしても、開示した場合に公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがない場合は不開示情報には該当しないものである。

「次に掲げる情報等」の「等」とは、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体の規制や暴力団員の行う暴力的要求行為等の防止若しくはストーカー行為等の規制に関する情報又は検察官の指揮で行う勾引状や収容状の執行に関する情報など本号アからオまでに掲げる情報の類型に限りなく近いものをいう。

- (3) 「支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報」としたのは、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなど公安委員会及び警察本部長が所掌する事務の特殊性から、司法審査の場においては、裁判所は公安委員会又は警察本部長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて審理・判断するのが適当であるという趣旨である。

2 運用

本号を適用し不開示とするときは、単に「捜査の関連情報である」、「秘密文書である」など

の抽象的、形式的な理由では足りず、「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由を明らかにすることが必要である。

第3号関係

(3) 前号に掲げるもののほか、開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護に支障が生ずるおそれのある情報

趣旨及び解釈

本号の「人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護」とは、公共の安全と秩序の維持の観点から、人の生命、身体、財産又は社会的な地位を保護するという趣旨である。公安委員会及び警察本部長が管理する公文書のうち、前号に掲げる刑事法の執行を中心としたもの以外の一般に開示しても犯罪の予防、捜査等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する情報であって、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護に支障が生ずるおそれのある情報について不開示とする趣旨である。

なお、前号と異なり、司法審査の場において、公安委員会又は警察本部長の第一次的な判断が尊重される趣旨ではない。

第3項（公文書の一部開示）関係

本項は、公文書の一部に係る公文書の開示について定めたものである。

3 実施機関は、開示請求に係る公文書に、第1項各号又は前項各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）とそれ以外の情報が記録されている場合において、不開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、前二項の規定にかかわらず、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、当該公文書に係る公文書の開示をしなければならない。

1 趣旨及び解釈

- (1) 公文書に不開示情報とそれ以外の情報とが記録されている場合であって、不開示情報とそれ以外の情報とを分離することができるときは、当該公文書の不開示情報が記録されている部分を除いた部分について、公文書の開示をすることとしたものである。
- (2) 「容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度」とは、公文書から不開示情報とそれ以外の情報とを分離することが、当該公文書の状態、不開示情報が記録されている部分以外の部分について公文書の開示をするための複写物の作成に要する時間、経費等の各面から判断して容易に可能であり、かつ、当該公文書の不開示情報が記録されている部分を除いた部分について公文書の開示をすることにより、請求の趣旨を一部でも達成充足することができる程度をいう。

2 運用

公文書の一部開示の方法

(1) 公文書の一部の閲覧

公文書の一部の閲覧は、原則として、当該公文書の不開示情報が記録されている部分を分離し、又は見えないようにして閲覧に供する方法により行うものとし、これによって、利用者の利便性を損なうこととなる場合にあっては、当該公文書の不開示情報が記録されている部分を削除した写しを作成し、この写しを閲覧に供する方法により行うものとする。

なお、利用者の利便性を損なうこととなる場合としては、次のようなものがある。

ア 不開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することが困難となり、当該公文書に係る公文書の開示をすることができなくなる場合

イ 不開示情報とそれ以外の情報とを分離するために相当の時間を要することとなる場合

(2) 公文書の一部の写しの交付

公文書の一部の写しの交付は、原則として、当該公文書の不開示情報が記録されている部分を分離し、又は見えないようにして作成した写しを交付する方法により行うものとし、これによって、不開示情報とそれ以外の情報とを分離するために相当の時間を要することとなる等、利用者の利便性を損なうこととなる場合にあっては、当該公文書の写しを作成し、この写しから不開示情報が記録されている部分を削除した写しを作成して交付する等の方法により行うものとする。

第11条（公益上の必要による開示）関係

本条は、不開示情報であっても、開示できる場合について定めたものである。

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、当該情報を開示することが人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上必要があると認めるときは、当該公文書に係る公文書の開示をするものとする。

1 趣旨及び解釈

実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、当該情報が、現に発生しているか又は将来発生するおそれがある危害等から人の生命、身体、健康又は生活を保護するために開示することが公益上必要であると認めるときは、当該公文書について公文書の開示をするものとしたものである。

2 運用

公益上の必要性

本条の適用に当たっては、不開示情報の規定によって保護される利益と人の生命、身体、健康又は生活の保護という公益上の必要性とを個別、具体的に比較考量して判断するものとする。

第12条（公文書の存否に関する情報の取扱い）関係

本条は、公文書の存否に関する情報の例外的な取扱いについて定めたものである。

第12条 実施機関は、開示請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の個人の生命、身体若しくは名誉が侵害されると認められる場合又は犯罪の予防、捜査等に支障が生ずると認められる場合に限り、当該公文書の存否を明らかにしないことができる。

1 趣旨及び解釈

- (1) 公文書の開示請求に対しては、公文書の存否を明らかにして開示等の決定をすべきであるが、その例外として、一定の場合に限り、公文書の存否を明らかにしない決定ができることとしたものである。
- (2) 「開示請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の個人の生命、身体若しくは名誉が侵害されると認められる場合」とは、例えば、特定の個人に係る特定の疾病に関する公文書の開示請求のように、該当公文書の存在を認めて不開示決定をすることによって、当該個人が特定の疾病に罹患していることが明らかになる場合など、公文書の存在を認めただけで個人のプライバシーが侵害されるような場合をいう。
- (3) 「犯罪の予防、捜査等に支障が生ずると認められる場合」とは、例えば、個人又は団体を特定した内偵捜査に関する公文書の開示請求あるいは日時、場所、路線を特定した取締計画に関する公文書の開示請求のように、存在を認めて不開示決定をしても、また、不存在であると通知しても、当該個人や団体を内偵捜査しているか否かが明らかになる場合あるいは特定の日時、場所、路線で取締りを行うか否かが明らかになる場合など、公文書が存在しているかどうかを答えるだけで犯罪の予防、捜査等に支障が生ずると認められる場合をいう。

2 運用

- (1) 本条の適用範囲
本条に基づく決定は、特定の個人に関する特定の事項についての開示請求又は個人や団体を特定した内偵捜査情報についての開示請求がなされたような場合に限って行うものとし、単に不開示決定を行うことで個人の利益や犯罪の予防、捜査等の情報の保護法益が守られるような場合にまで適用することのないようにすることが必要である。

第2節 公文書の開示の請求の手續等

第13条（公文書の開示の請求の手續）関係

本条は、開示請求の手續について定めたものである。

第1項（公文書の開示の請求）関係

第13条 開示請求をしようとするものは、実施機関に対して、次の事項を記載した請求書を提出しなければならない。ただし、実施機関が別に定めるところにより当該請求書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 開示請求をしようとする公文書の名称その他の当該公文書を特定するために必要な事項
- (3) 公文書が第11条の規定に該当するものとして開示請求をしようとする場合にあっては、同条に該当する旨及びその理由
- (4) 前3号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

1 趣旨及び解釈

- (1) 開示請求の具体的な方法を定めたものであり、開示請求をしようとするものは、本条各号に定める事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を提出しなければならないこととしたものである。
- (2) 「当該請求書の提出を要しないと認めたとき」とは、開示請求者が障害等により開示請求書に必要事項を記載することが困難であると認められるときをいう。

2 運用

開示請求書の提出を要しない場合の取扱い

開示請求者が障害等により開示請求書に必要事項を記載することが困難であると認められるときは、実施機関の職員が開示請求書に記載すべき事項を聴き取って書面に記入し、これを当該開示請求者に読み聞かせて誤りのないよう確認するものとする。

第13条（公文書の開示の請求の手續）関係

本条は、開示請求の手續について定めたものである。

第2項（開示請求書の補正）関係

2 実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、当該請求書を提出したものに対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、当該請求書を提出したものに対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

1 趣旨及び解釈

(1) 開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求書を提出したものに対し、補正を求めることができることとしたものである。

なお、外形上明白に判断し得る不備については、北海道行政手續条例（平成7年北海道条例第19号。以下「行手条例」という。）第7条の規定により、速やかに、開示請求者に対し相当の期間を定めて当該開示請求書の補正を求め、又は当該開示請求により求められた開示等の決定を拒否しなければならない。

(2) 「形式上の不備」には次のようなものがある。

ア 前項各号の記載事項が記載されていない場合

イ 前項第2号の公文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため開示請求に係る公文書が特定されていない場合

ウ 開示請求書が日本語以外の言語で記載されている場合（開示請求者の氏名、住所等の固有名詞や開示請求に係る公文書の名称が日本語以外の表記である場合を除く。）

(3) 「相当の期間」とは、行手条例第7条に規定する「相当の期間」と同義であり、補正をするのに社会通念上必要とされる期間を意味する。

2 運用

(1) 補正の方法

補正については、開示請求者に対して、開示請求書の修正又は開示請求書の記載を修正する旨の書面の提出を求めることにより、開示請求者本人が開示請求書の記載を修正することが望ましい。

(2) 補正の参考となる情報の提供

公文書の特定が不十分である開示請求がなされた場合には、開示請求者に対して、当該開示請求に係る公文書に該当する可能性のある公文書の名称、当該公文書に記載されている情報の概要等を教示するなど、公文書の特定に資する情報の提供を積極的に行うことが必要である。

なお、当該開示請求に係る公文書の特定が不十分であるとして不開示決定を行うには、開示請求者に対して十分な情報提供を行ったにもかかわらず、開示請求者が補正の求めに応じなかった場合など、開示請求者側に特別の事情がなければならない。

第14条（公文書の開示の決定）関係

本条は、開示等の決定の手続及び開示等の決定を行う期間について定めたものである。

第1項（開示等の決定）関係

第14条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求があった日から14日以内（前条第2項の規定により補正を求めた場合のあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。以下この項、第16条第1項及び第17条において同じ。）に、公文書の開示をするかどうかの決定（以下「開示等の決定」という。）をしなければならない。ただし、やむを得ない理由により、開示請求があった日から14日以内に関示等の決定をすることができないときは、その期間を14日を限度として延長することができる。

1 趣旨及び解釈

- (1) 実施機関に、原則として開示請求があった日から14日以内に、公文書の開示をすることとする決定（以下「開示の決定」という。）、公文書の開示をしないこととする決定（以下「不開示の決定」という。）、公文書の一部について公文書の開示をすることとする決定（以下「一部開示の決定」という。）のいずれかの決定をしなければならないことを義務付けたものである。
- (2) 「開示請求があった日」とは、開示請求書が行政情報センター等に「到達した日」を指し、具体的には、①来庁による開示請求の場合は、開示請求者が来庁して開示請求書を提出した日、②郵送による開示請求の場合は、開示請求書が事務所に配達された日、③ファクシミリによる開示請求の場合は、事務所のファクシミリ受信器において開示請求書を受信した日、④電子申請による開示請求の場合は、開示請求書が電子システムのサーバで受信された日をいう。
- (3) 「開示請求があった日から14日」とは、開示請求があった日の翌日から起算し（民法（明治29年法律第89号）第140条の規定による初日不算入）、14日目が開示等の決定期間の満了日となることを意味する。

また、同法第142条の規定によりその期間の末日が北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第2号）第1条第1項に規定する休日に当たる場合は、その翌日をもって当該期間が満了することとなる。なお、この間に開示請求書の補正が行われた場合は、その補正に要した日数は当該期間に算入されない。
- (4) 「やむを得ない理由」とは、実施機関が誠実に努力しても、開示請求があった日から14日以内に開示等の決定をすることができないおおむね次のような場合をいう。
 - ア 開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているため、当該第三者に対し意見書を提出する機会を与える必要があり、14日以内に開示等の決定をすることが困難であるとき。
 - イ 天災等の発生、一時的な業務量の増大等その他合理的な理由により、14日以内に開示等の決定をすることが困難であるとき。
- (5) 「その期間を14日を限度として延長することができる」とは、「開示請求があったときは、開示請求があった日から14日以内」という期間を開示等の決定ができる時期まで14日間を限度として延長することができるという趣旨である。

なお、本項の規定によって開示等の決定をする期間の延長を行った場合、再度の期間延長

を行うことはできない。

2 運用

(1) 開示等の決定の期間

本項に規定する期間は、実施機関にその日数内で開示等の決定を行うことを義務付けたものであり、これより少ない日数をもって開示等の決定をすることができるときは、速やかに行わなければならない。

なお、本項ただし書及び本条第2項の規定による開示等の決定の期間の延長は、できるだけ短い期間にとどめるものとする。

(2) 閲覧のみの開示の決定又は一部開示の決定

著作権法（昭和45年法律第48号）第21条の規定による複製権を侵害するなどの理由から、開示請求に係る公文書の写しの交付ができない場合であって、当該公文書を閲覧に供することが可能である場合には、不開示の決定をすることなく、当該公文書の写しの交付はしない旨の条件を付して開示の決定又は一部開示の決定を行うものとする。

第2項（大量請求の場合の開示等の決定期間の延長）関係

2 前項ただし書の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書が大量であるときは、同項本文に規定する開示等の決定をする期間を、開示請求があった日から2月を限度として延長することができる。ただし、開示請求に係る公文書が著しく大量であって、開示請求があった日から2月以内に開示等の決定をすることができないことに相当の理由があるときは、北海道情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて、その期間を延長することができる。

1 趣旨及び解釈

(1) 開示請求に係る公文書が大量であり、前項本文に定める期間内に当該開示請求について開示等の決定ができないときは、開示請求があった日から2か月を限度として開示等の決定ができる時期まで延長することができることとしたものである。また、開示請求に係る公文書が著しく大量であり、2か月以内に開示等の決定ができないことに相当の理由があるときは、北海道情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて、その期間を延長することができることとしたものである。

(2) 「開示請求に係る公文書が大量であるとき」とは、実施機関が開示請求に係る公文書の検索、開示をするかどうかの判断、開示公文書の写しの作成等の事務を誠実に行って、当該事務が膨大で、前項本文の開示等の決定期間内には、当該公文書の開示等の決定をすることができない程度に大量である場合をいう。

(3) 「開示請求に係る公文書が著しく大量であって、開示請求があった日から2月以内に開示等の決定をすることができないことに相当の理由があるとき」とは、実施機関が開示請求に係る公文書の検索、開示をするかどうかの判断、開示公文書の写しの作成等の事務を誠実に行って、当該事務が膨大で、開示請求があった日から2か月以内に開示等の決定をすることができない程度に大量であって、2か月を超えて開示等の決定期間を延長することに合理的な理由がある場合をいう。

(4) 「（審査会）の意見を聴いて、その期間を延長することができる」とは、開示請求があっ

た日から2か月を超えて開示等の決定期間を延長する場合には、審査会の意見を聴くことを実施機関に義務付け、その意見が2か月を超えて開示等の決定期間を延長することを認めるものである場合に限って、2か月を超えて開示等の決定期間を延長することができるという趣旨である。

2 運用

(1) 「大量」の判断方法

「大量」又は「著しく大量」であるかどうかについて一律に定義することは困難であるが、開示請求に係る公文書の物理的な量及び情報量、開示請求に係る公文書の検索の範囲等のほか、開示等の決定を行う組織の事務処理体制、事務処理能力等を総合的に勘案して、個々の事例ごとに判断するものとする。

(2) 審査会の意見の聴取

開示請求があった日から2か月を超えて開示等の決定期間を延長する場合において、前項本文の開示等の決定期間内に審査会に意見を聴けないときは、いったん本項本文の規定により開示請求があった日から2か月目を開示等の決定の日とする開示等の決定期間の延長を行い、審査会の意見を聴くものとする。

第3項（決定期間の延長の通知）関係

3 実施機関は、前2項の規定により期間を延長するときは、速やかに期間を延長する理由及び開示等の決定をすることができる時期を前条第1項の請求書を提出したもの（同項ただし書の規定により同項の請求書の提出を要しないと認められたものを含む。以下「開示請求者」という。）に書面により通知しなければならない。

1 趣旨及び解釈

「期間を延長する理由及び開示等の決定をすることができる時期を前条の請求書を提出したものに書面により通知しなければならない」とは、開示等の決定の期間を延長する場合は、その理由及び延長後の開示等の決定をすることができる時期を、開示請求者に文書をもって通知することを実施機関に義務付けたものである。

2 運用

期間を延長する理由の付記

本項に基づく通知に際しては、開示等の決定の期間の延長が必要である具体的な理由を記載するものとする。

第15条（公文書の開示等の決定の通知）関係

本条は、開示等の決定の通知及び不開示の決定又は一部開示の決定をした場合において一定の期間が経過することにより、当該公文書の全部又は一部について公文書の開示をすることができる期日の到来が明らかとなるときに当該期日の付記について定めたものである。

第1項（開示等の決定の通知及び不開示決定等に係る理由の通知）関係

第15条 実施機関は、開示等の決定をしたときは、速やかに開示請求者に書面により通知しなければならない。この場合において、実施機関は、公文書の開示をしないことと決定したときはその理由を、第10条第3項の規定により不開示情報が記録されている部分を除いて公文書の開示をすることと決定したときはその旨及び理由を記載して開示請求者に通知しなければならない。

1 趣旨及び解釈

- (1) 実施機関は、開示等の決定を行ったときは、開示請求者に対して、開示請求に係る公文書について、開示の決定をしたこと、一部開示の決定をしたこと又は不開示の決定をしたことを速やかに書面により通知しなければならないこととし、及び不開示の決定又は一部開示の決定をしたときは、その理由等を記載して通知しなければならないこととしたものである。
- (2) 「公文書の開示をしないことと決定したときはその理由」とは、不開示の決定をした公文書に係る第10条第1項又は第2項の該当号及びその具体的な理由をいう。
- (3) 「不開示情報が記録されている部分を除いて公文書の開示をすることと決定したときはその旨及び理由」とは、一部開示の決定をした旨及び一部開示の決定をした公文書に係る第10条第1項又は第2項の該当号及びその具体的な理由をいう。

2 運用

不開示の決定又は一部開示の決定をした場合における理由の通知

不開示の決定又は一部開示の決定をした場合にその理由を記載して開示請求者に通知しなければならないこととしたのは、開示等の決定について、慎重かつ合理的な判断を確保し、及びその理由を開示請求者に知らせるためであり、この理由の通知は、不開示の決定又は一部開示の決定の適法要件である。したがって、理由を通知しない場合又はその内容が不明確な場合における不開示の決定又は一部開示の決定は、瑕疵ある行政処分と見なされることがあるので、不開示理由の通知においては、該当条項やその条文を示すだけでなく、各不開示部分と該当条項との対応関係を明らかにするとともに、不開示部分を開示することによってどのような支障が生ずるのか等、前記で示した各不開示情報を定めた条項の「趣旨及び解釈」を参考にすることで具体的に記載するものとする。

第2項（開示することができる期日の付記）関係

2 実施機関は、開示請求に係る公文書について公文書の開示をしないことと決定した場合において、当該公文書の全部又は一部について公文書の開示をすることができる期日が明らかであるときは、その期日を前項の書面に付記するものとする。

1 趣旨及び解釈

- (1) 不開示の決定又は一部開示の決定をした場合において、当該不開示の決定に係る公文書又は当該一部開示の決定に係る公文書の不開示情報が記録されている部分について、公文書の開示をすることができる期日が明らかであるときは、当該期日を前項に規定する開示等の決定の通知を行う書面に付記することとしたものである。
- (2) 「その期日」とは、確定した年月日であり、到来するかどうかわからない場合はもとより、到来することが確実であってもその期日が不確定な場合はこれに該当しない。

2 運用

開示できる期日の付記

開示できる期日の付記は、当該期日の到来が確実であり、かつ、その年月日を特定できる場合において行うものであるが、文書の保存期間等の関連から、当該期日が開示等の決定の日から、おおむね1年以内に到来すると認められるときに、該当年月日を記載するものとする。

なお、この期日の付記は、開示できる期日をあらかじめ教示することを目的とするものであるので、開示請求者が当該期日以後に同一の公文書について開示請求をする場合は、改めて開示請求書の提出を求めるものとする。

第16条（公文書の存否を明らかにしない決定）関係

本条は、公文書の存否を明らかにしない決定を行う場合の手続について定めたものである。

第16条 実施機関は、第12条の規定により公文書の存否を明らかにしないときは、開示請求があった日から14日以内に、その旨の決定をしなければならない。

2 前条第1項の規定は、前項の決定について準用する。

趣旨及び解釈

- (1) 第12条の規定により公文書の存否を明らかにしないことができる場合に、開示請求があった日から14日以内に公文書の存否を明らかにしない旨の決定をしなければならないこととしたものである。
- (2) 第2項は、前条第1項の公文書の開示等の決定の通知の規定を公文書の存否を明らかにしない決定について準用することとしたものであり、公文書の存否を明らかにしない決定をしたときは、速やかにその旨及びその理由を記載して開示請求者に通知しなければならないこととしたものである。また、この理由の記載についても、第12条の条文を引用するだけでなく、より具体的に行うものとする。
- (3) 第1項に基づく決定については、その期間を延長することができないものである。

第17条（公文書の不存在の通知）関係

本条は、開示請求に係る公文書が存在しない場合の通知の手続について定めたものである。

第17条 実施機関は、開示請求に係る公文書が存在しないときは、開示請求があった日から14日以内に、当該公文書が存在しない旨の通知をするものとする。

1 趣旨及び解釈

- (1) 開示請求に係る公文書が存在しないときは、開示請求があった日から14日以内に、当該公文書が存在しない旨の決定を行い、通知をすることとしたものである。
- (2) 「開示請求に係る公文書が存在しないとき」とは、当該公文書が物理的に存在しない場合等をいう。
- (3) 本条に基づく通知については、その期間を延長することができないものである。

2 運用

不存在の理由の付記

本条に基づく通知に際しては、公文書が存在しないことの理由について、「請求に係る公文書は北海道文書管理規程で定める保存期間（〇年）の満了により廃棄済みであるため」、「請求に係る公文書は専ら〇〇省に係るものであり、道において作成し、又は取得していないため」とするなど、できるだけ具体的に記載するものとする。

第17条の2（事案の移送）関係

本条は、他の実施機関又は北海道議会議長（以下「他の実施機関等」という。）へ開示請求に係る事案の移送ができる要件及び手続等について定めたものである。

第1項（事案の移送の協議等）関係

第17条の2 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等（開示等の決定若しくは第16条第1項の決定又は前条の通知をいう。以下同じ。）をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送しようとする実施機関は、あらかじめ、開示請求者の意見を聴くなど、開示請求者の利益を損なわないよう努めなければならない。

趣旨及び解釈

- (1) 開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるため当該他の実施機関に判断をゆだねた方が迅速かつ適切な処理ができるなど、他の実施機関で開示決定等を行うことに正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、事案を移送することができることとしたものである。
- (2) 「正当な理由があるとき」とは、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときのほか、開示請求に係る公文書に記録されている情報の重要な部分が他の実施機関の事務又は事業に係るものである場合などであって、当該他の実施機関等の判断にゆだねた方が適当である場合をいう。
- (3) 「他の実施機関と協議の上」とは、実施機関相互の協議が整った場合に行うこととする趣旨であり、協議が不調に終わった場合には、開示請求を受けた実施機関が開示決定等を行うことになる。
- (4) 「開示請求者の利益を損なわないよう努めなければならない」とは、例えば、他の実施機関へ事案を移送することにより開示等の決定をする期間を延長しなければ開示決定等ができなくなるような場合などは、開示請求者の利益を損なうこととなるため移送することは適当でないという趣旨である。また、移送を受けた実施機関（以下「移送先実施機関」という。）が更に他の実施機関へ移送することも適当ではない。

なお、開示請求者に意見を聴いた場合において、当該開示請求者が移送に反対の意思を表示したとしても、移送をすることにより開示請求者の利益が損なわれることにはならないと判断される場合には移送することができる。

第2項（事案の移送をした場合の通知）関係

2 前項の規定により事案を移送した実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

趣旨及び解釈

前項の規定により事案の移送を行った実施機関（以下「移送元実施機関」という。）は、開

示請求者に対して、その旨を速やかに書面により通知することとしたものである。

第3項（移送先実施機関の開示決定等）関係

3 第1項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

趣旨及び解釈

- (1) 事案の移送の効果として、移送先実施機関が開示請求に係る開示決定等を行わなければならないことを明確にしたものである。
- (2) 事案の移送は、実施機関相互の問題であることから、開示請求者に不利益とならないようにするため、移送元実施機関が移送前にした行為は、移送先実施機関がしたものとみなされる。

第4項（移送先実施機関による開示の実施等）関係

4 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示請求に係る公文書の全部又は一部について開示をする旨の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

趣旨及び解釈

- (1) 移送先実施機関は、前項の規定により、開示決定をしたときは、自らの責任において開示の実施を行うことを明確にしたものである。
- (2) 「当該開示に必要な協力をしなければならない」とは、移送先実施機関において開示決定をしたが、当該開示請求に係る公文書を管理していない場合に、移送元実施機関は、開示に必要な公文書の写しの提供や原本の貸与など、移送先実施機関の開示の実施が円滑に行われるよう協力をしなければならないという趣旨である。

第5項（北海道議会議長への事案の移送等）関係

5 第1項及び第2項の規定は、開示請求に係る公文書が北海道議会により作成されたものであるときその他北海道議会議長において開示決定等に相当する決定をすることにつき正当な理由があるときについて準用する。

趣旨及び解釈

開示請求に係る公文書が北海道議会により作成されたものであるときその他北海道議会議長（以下「議長」という。）において開示決定等に相当する決定をすることにつき正当な理由があるときは、第1項及び第2項の規定を準用し、議長に対し、事案を移送することができるこ

と及び移送した場合には移送元実施機関が開示請求者に対しその旨を通知することとしたものである。

第6項（議長から移送を受けた場合の開示決定等）関係

6 第3項及び第4項前段の規定は、北海道議会情報公開条例（平成11年北海道条例第18号）第16条の2第1項の規定により事案が移送されたときについて準用する。この場合においては、同条例第12条の規定により請求書が提出された日に、実施機関に対し開示請求があったものとみなす。

趣旨及び解釈

- (1) 実施機関は、議長から事案の移送を受けた場合には、第3項及び第4項前段の規定を準用し、当該実施機関において開示決定等及び開示の実施を行うこととしたものである。また、実施機関相互の移送と同様に、移送前に議長が行った行為は、移送先実施機関が行ったものとみなされることとした。
- (2) 北海道議会情報公開条例（平成11年北海道条例第18号）第16条の2第1項の規定に基づき、実施機関に対し事案の移送があった場合は、同条例第12条の規定により議長に対し開示請求があった日に、実施機関に対し第13条の規定に基づく開示請求があったものとみなすこととしたものである。

第7項（議長が行う開示の実施に対する協力）関係

7 実施機関は、第5項において準用する第1項の規定により事案を移送した場合において、北海道議会議長が開示の実施をするときは、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

趣旨及び解釈

第4項の後段の規定と同様、議長に事案を移送した実施機関は、議長が行う開示の実施が円滑に行われるよう、開示に必要な公文書の写しの提供や原本の貸与など必要な協力をしなければならないという趣旨である。

第18条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）関係

本条は、開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合における当該第三者の権利利益の保護のため必要な手続について定めたものである。

第1項（任意的な意見書提出の機会の付与）関係

第18条 開示請求に係る公文書に道等及び開示請求者以外のもの（以下この条、第21条の2及び第21条の3において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

1 趣旨及び解釈

- (1) 開示決定等に当たって開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、当該情報に係る第三者に対し意見書を提出する機会を与えることによって、より慎重かつ公正な開示決定等の判断を期すという趣旨であり、第三者に意見書を提出する機会を与えることを義務付ける行政手続上の事前告知又は聴聞としての性格を有するものでなく、また、意見書を提出する機会を与えた第三者に対して、開示決定等についての同意権を与えるものではない。
- (2) 「公文書の表示」とは、公文書を特定するに足りる事項を意味するものであり、通知の相手方である第三者において意見書提出の機会の付与に係る公文書がどれであるかを判断できるようなものでなければならない。
- (3) 本項の規定による意見書提出の機会の付与に係る通知は、口頭によることも差し支えないが、第三者から開示に反対の意思表示がなされたときは第3項の規定による手続が必要となることから、意見の表明は書面の提出によることとしたものである。

2 運用

- (1) 第三者の意見照会の期間
第三者の意見の照会は、おおむね1週間以内の期間をもって行うものとする。
- (2) 意見書の記載内容等
意見書の記載内容は、単に開示に賛成、反対という意思表示のみでなく、実施機関が開示・不開示を判断するため必要な情報を提供するように求めること。

第2項（必要な意見書提出の機会の付与）関係

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を第11条の規定により開示しようとするときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

1 趣旨及び解釈

- (1) 第三者に関する情報であって、本来は不開示情報であるものを人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上必要があることから開示しようとする場合は、第三者に対する適正

な行政手続を保障するため、開示決定に先立ち、当該第三者に意見書提出の機会を付与することを実施機関に義務付けたものである。

- (2) 前項と異なり、本項の意見書提出の機会の付与に係る通知は、書面によることが必要である。
- (3) 「当該第三者の所在が判明しない場合については、この限りではない」とは、実施機関が合理的努力をしたにもかかわらず、第三者の所在が判明しない場合には、手続を継続させるため、意見書提出の機会を付与しなくてもよいという趣旨である。

2 運用

(1) 第三者の意見の照会の期間

第三者の意見の照会は、おおむね1週間以内の期間をもって行うものとする。なお、通知文書に明記した期限までに回答がない場合には、開示請求者への迅速な応答の必要性から、特に意見がないものとして取り扱うものとする。

(2) 意見照会の方法等

本来は不開示情報であるものを公益上の必要性との比較考量で開示しようとするものであるから、第三者に対し意見書提出の機会を付与する場合には、なぜ公益上開示が必要なのかを具体的に通知することが必要である。

第3項（反対意見書の提出があった場合の開示決定等）関係

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第21条の2において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

1 趣旨及び解釈

- (1) 本項は、前2項の規定により意見書提出の機会を付与された第三者が反対意見書を提出した場合において、実施機関が開示決定をした場合は、当該第三者が争訟の手続を講ずる機会を確保するため、当該第三者にその旨通知するとともに、開示決定の日と開示を実施する日の間に一定の期間を置くこととしたものである。
- (2) 「少なくとも2週間」としたのは、反対意見書を提出した第三者が、開示決定の取消しを求める争訟の提起及び開示の執行停止の申立てを行うための期間と開示請求者の迅速な開示に対する期待をしんしゃくし、事前に第三者に意見書の提出の機会を付与していることを踏まえたものである。
- (3) 第三者に通知する内容は、開示決定をした旨及びその理由並びに開示の実施をする日であるが、これは第三者が争訟を提起する際に必要となる情報を提供する趣旨である。

2 運用

(1) 第三者に対する開示決定の通知の時期

第三者に対する開示決定の通知は、第三者が争訟の提起に必要な準備作業に要する時間を確保できるよう開示決定後直ちに行う必要がある。

(2) 開示の実施に対する執行停止

第三者から開示の実施前に公文書の開示決定の取消しを求める審査請求が提起された場合、当該審査請求自体には、当該開示決定に係る公文書の開示に対する執行停止の効力はないが（行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）第25条第1項）、必要があると認めるときは、申立て又は職権により執行停止を行うことができるとされており（行服法第25条第2項）、開示が実施されることにより回復不可能な損害が生ずるおそれがあると認められる場合には、審査請求に対する裁決までの間、開示の実施の執行を停止することになる。

(3) 審査請求に対する裁決により原処分が取り消された場合の取扱い

審査請求に対する裁決により原処分が取り消された場合は、再度開示決定等を行うこととなるが、その際には本項が適用されることとなる。

なお、この場合において、原処分が行われる際には反対意見書を提出せず、その後の不服審査手続において参加人となり、初めて反対の意思を表示した第三者には、本項は直接適用されないが、このような第三者に対しても第21条の3の趣旨にかんがみ、本項の手続に準じた取扱いをするものとする。

第19条（公文書の開示の実施）関係

本条は、公文書の開示の方法、手続等について定めたものである。

第1項（開示の日時及び場所）関係

第19条 公文書の開示は、開示決定の対象公文書（以下「開示公文書」という。）を保管している事務所の所在地（以下「開示公文書の所在地」という。）において、実施機関が第15条第1項の規定による通知の際に指定する日時及び場所で行うものとする。

1 趣旨及び解釈

- (1) 公文書の開示は、当該公文書を保管している事務所の所在地において、開示決定の通知の際に実施機関が指定する日時及び場所において行うこととしたものである。
- (2) 「開示公文書を保管している事務所の所在地」とは、開示公文書を保管している事務所が所在する市町村の行政区域をいう。

2 運用

開示の日時及び場所の指定

公文書の開示の日時は、規則別記第3号様式による公文書開示決定通知書又は規則別記第5号様式による公文書一部開示決定通知書が到達するまでの期間等を考慮した適切、妥当な日時を指定するものとし、公文書の開示の場所は、原則として、公文書の開示の窓口である行政情報センター、行政情報コーナー又は情報コーナーを指定するものとする。ただし、前条第1項又は第2項の規定により開示決定等をするに当たって、意見書の提出の機会を付与した第三者から当該公文書の開示に反対の意思を表示する意見書の提出があった場合における公文書の開示の日時は、当該第三者が当該公文書の開示に対する防御手段を取ることを可能とするため、開示決定の日と開示の実施の日との間に少なくとも2週間置いて日時を指定するものとする。

なお、公文書の開示の日時及び場所の指定に当たっては、できる限り開示請求者の利便を考慮することとする。

第2項（開示公文書の所在地以外の地における場所での公文書の開示）関係

2 実施機関は、開示請求者の住所が開示公文書の所在地から遠隔の地にあること等により開示請求者が開示公文書の所在地において開示公文書を閲覧し、又は視聴することが著しく困難であると認められる場合であって、当該開示公文書の写し（電磁的記録媒体等に複製したものを含む。以下同じ。）を開示公文書の所在地以外の地に送付することにより公文書の開示をすることができるときは、前項の規定にかかわらず、開示公文書の所在地以外の地の実施機関が指定する場所で、当該開示公文書の写しにより公文書の開示をすることができる。

1 趣旨及び解釈

- (1) 実施機関は、開示請求者の住所が開示公文書の所在地から遠隔の地にあること等により、当該開示公文書の所在地において閲覧し、又は視聴することが著しく困難であると認められる場合には、当該開示公文書の写しにより、当該開示公文書の所在地以外の地の実施機関が

指定する場所で公文書の開示をすることができることとしたものである。

- (2) 「開示請求者の住所が開示公文書の所在地から遠隔の地にあること等により開示請求者が開示公文書の所在地において開示公文書を閲覧し、又は視聴することが著しく困難であると認められる場合」とは、開示請求者の住所が開示公文書の所在地から遠距離にある場合又は開示請求者が身体に障害を有することにより、開示公文書の所在地に出向くのに相当の時間を要し、又は費用を要するため、当該開示公文書の所在地において公文書の閲覧又は視聴をすることが著しく困難であると認められる場合等をいう。
- (3) 「当該開示公文書の写しを開示公文書の所在地以外の地に送付することにより公文書の開示をすることができる」とは、開示公文書の写しを作成し、送付するために必要な時間、費用等を勘案して、当該開示公文書の写しによる公文書の開示をすることが可能であると判断される場合をいう。

2 運用

開示請求者の住所と開示公文書の所在地

開示請求者の住所が開示公文書の所在地から遠距離にあることを理由として本項の規定により公文書の開示を行う場合にあっては、原則として、開示請求者の住所と当該開示公文書の所在地との間が当該開示請求者の住所地を所管する総合振興局又は振興局と隣接する総合振興局又は振興局の所在地間程度の距離を超える場合とする。

第3項（開示公文書の保存上の支障等による開示公文書の写しによる公文書の開示）関係

3 実施機関は、開示公文書に係る公文書の開示をすることにより当該開示公文書を汚損し、又は破損するおそれがある等当該開示公文書の保存に支障があると認められるときその他合理的な理由があるときは、当該開示公文書の写しにより公文書の開示をすることができる。

1 趣旨及び解釈

- (1) 公文書の開示は、開示公文書の原本によることをその原則とし、これによっては公文書の保存に支障が生じる等合理的な理由があるときは、当該開示公文書の写しにより公文書の開示をすることができることとしたものである。
- (2) 「その他合理的な理由があるとき」とは、開示公文書の原本による公文書の開示をすることが困難なとき、開示公文書の原本によって公文書の開示を行うことが利用者の利便性を損なうこととなるとき等をいう。

2 運用

開示公文書の写しにより公文書の開示をすることができる場合の例としては、次のようなものがある。

- (1) 開示公文書の原本による公文書の開示をすることが困難な場合
 - ア 前項の規定による場合等開示公文書の原本による公文書の開示をすることが物理的に困難である場合
 - イ 開示公文書が他の事務又は事業の実施に必要なものとして現に使用されている場合
 - ウ 常用の台帳類等であって、閲覧等に供することにより日常の業務に支障が生ずる場合
- (2) 開示公文書の原本によって公文書の開示を行うことが利用者の利便性を損なうこととなる場合
 - ア 閲覧の方法により公文書の開示をする場合であって、開示公文書が複数のファイルに編さんされた公文書の一部である等利用者が検索に相当の時間又は労力を要すると考えられる場合
 - イ 公文書の一部に係る公文書の開示をする場合であって、開示公文書の原本によって公文書の開示を行うことが利用者の利便性を損なうこととなる場合

第20条（費用の負担）関係

本条は、開示公文書の写しの交付に要する費用の負担について定めたものである。

第20条 この節の規定により開示公文書の写しの交付を受けるものは、当該開示公文書の写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

1 趣旨及び解釈

- (1) 公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならないこととしたものである。
- (2) 「公文書の写しの交付に要する費用」とは、公文書の写しの作成に要する費用及び公文書の写しの送付に要する費用をいう。

2 運用

公文書の写しの交付に要する費用の徴収

公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とし、現金（現金代用証券にあっては、原則としてゆうちょ銀行の発行する為替証書（普通為替又は定額小為替））又はQRコード決済（キャッシュレス決済に係る歳入事務取扱要綱（令和4年3月18日出納局長決定））により徴収するものとする。

第3節 審査請求に関する手続

第20条の2（道が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）関係

第20条の2 道が設立した地方独立行政法人がした開示決定等又は道が設立した地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対して審査請求をすることができる。

趣旨及び解釈

本条は、道が設立した地方独立行政法人がした開示決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について、行服法に基づく審査請求をすることができることを確認的に明らかにしたものである。

第20条の3（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）関係

第20条の3 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

趣旨及び解釈

- (1) 本条は、開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行服法の審理員制度が適用除外されることとしたものである。
- (2) 行服法第9条第1項ただし書の規定により、条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合は審理員制度の適用除外になる。開示決定等については、審査会が実質的な審理を行っているので審理員制度の適用除外としたものである。

第21条（審査会への諮問等）関係

本条は、行服法に基づく審査請求があった場合の審査会への諮問等について定めたものである。

第1項（審査会への諮問）関係

第21条 実施機関は、開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求が不適法なものであるときを除き、審査会に諮問して、当該審査請求に対する裁決を行うものとする。この場合において、実施機関は、審査会の答申を尊重するものとする。

趣旨及び解釈

- (1) 実施機関は、開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求を不適法なものであることを理由に却下するときなどを除き、審査会に諮問して、当該審査請求に対する裁決をすることとしたものである。
- (2) 「審査請求があったとき」とは、不開示の決定若しくは一部開示の決定若しくは公文書の存否を明らかにしない旨の決定又は公文書が存在しない旨の通知に対して開示請求者が審査請求を行った場合のほか、開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合における当該第三者等のような当該開示等の決定について利害関係を有する者が審査請

求を行った場合をいう。

- (3) 「当該審査請求が不適法なものであるとき」とは、審査請求が法定の期間を経過した後になされたものである場合等をいう。
- (4) 「答申を尊重するものとする」とは、実施機関が裁決を行う場合は、答申に従って行うことを明らかにした趣旨である。

第2項（弁明書の添付）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

趣旨及び解釈

本項は、審査会への諮問は、弁明書の写しを添えてしなければならないこととしたものである。

なお、実施機関は行服法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第5項の規定により、弁明書の写しを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

第3項（審査請求に対する裁決の期間）

3 実施機関は、第1項の審査請求があったときは、審査請求があった日から3月以内に当該審査請求に対する裁決を行うよう努めなければならない。

趣旨及び解釈

- (1) 公正・迅速な救済手続の観点から、審査請求に対する裁決を3か月以内に行うよう努めることとしたものである。
- (2) 審査請求があった日から裁決までの期間については、適法な申請を処理することを前提として定めたものであり、審査請求の補正をするために要する期間は含まれないものである。

第21条の2（諮問をした旨の通知）関係

第21条の2 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨の通知をしなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

趣旨及び解釈

- (1) 諮問をした実施機関は、不服審査手続に参与している審査請求人や参加人のほか、参加人となり得ることが明らかな者（反対意見書を提出した第三者）に対し、審査会に諮問をした旨を通知しなければならないことを定めたものである。

- (2) 「参加人」とは、行服法第13条第4項の規定に基づき、審査庁の許可を得て、又は審査庁の求めに応じ、当該不服審査手続に参加した者をいう。
- (3) 第2号は、第三者から審査請求があった場合に開示請求者が不服審査手続に参加する機会を付与する趣旨である。したがって、開示請求者が既に不服審査手続に参加している場合は、第1号が適用されることになる。
- (4) 第3号は、開示請求者が不開示決定又は一部開示決定処分に対する審査請求をした場合に、当該不服審査手続に利害関係を有することが明らかである者（意見書の提出の機会を付与された際に反対意見書を提出した第三者）に参加人として参加する機会を与える趣旨である。

第21条の3（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）関係

第21条の3 第18条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

趣旨及び解釈

- (1) 本条は、第三者に関する情報が記録されている公文書の開示に反対の意思を有する第三者の審査請求を却下し、又は棄却する裁決を行う場合及び開示請求に係る公文書の開示決定等を変更し、第三者の意思に反して開示する旨の裁決を行う場合に、当該第三者が訴訟を提起する機会を確保するための手続を定めたものである。
- (2) 第18条第3項が準用される結果、本条各号のいずれかに該当する場合には、裁決の日と開示の実施の日との間に2週間以上の期間を置かなければならないとともに、直ちに第三者に裁決をした旨、その理由及び開示を実施する日を書面により通知しなければならないこととなる。
- (3) 「第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合」とは、第三者が参加人として不服審査手続に参加し、当該公文書の開示に反対する旨の意見書の提出又は口頭意見陳述を行っている場合をいう。したがって、原処分の際に反対意見書を提出している場合であっても、第21条の2の規定により諮問した旨の通知を受けたにもかかわらず不服審査手続に参加人として参加していない場合には、権利行使の機会を放棄したものと解され、本条の適用はないこととなる。
- (4) 裁決により開示請求に係る開示決定等が取り消された結果、諮問実施機関が再度行う当該公文書の開示決定は、第14条第1項の規定に基づくものであることから、直接第18条第3項が適用されることとなる。

第4節 他の制度との調整

第22条及び第23条は、公文書の開示と他の制度による公文書の閲覧又はその写しの交付との間における調整について定めたものである。

第22条（法令等の規定により開示される公文書）関係

本条は、公文書の開示等を定める他の法令等の規定との調整措置を定めたものである。

第1項（法令等の規定による開示との調整）関係

第22条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が第2条第3項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

趣旨及び解釈

- (1) 法令及び他の条例において特定の公文書の開示の規定（一定の場合に開示をしない旨の定めがないものに限る。）があり、その開示の方法が第2条第3項の開示の方法（文書、図画又は写真にあつては閲覧又は写しの交付、電磁的記録にあつては実施機関が別に定める方法）と同一である場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、条例に基づき開示請求を重ねて認める必要がないことから、条例による開示を行わないこととするものである。
- (2) 「法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が第2条第3項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合」とは、法令等が公文書の閲覧等について何らの制限もしていない場合のほか、法令等が公文書の閲覧等の期間又は対象者等について一定の制限をしている公文書の当該期間内の閲覧等又は当該対象者に対する閲覧等の場合等をいう。
- (3) 「ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示しない旨の定めがあるとき」とは、法令等の規定において何人にも公文書を開示することとされているものの、例えば、「…正当な理由がなければこれを拒むことはできない」、「…おそれがあるときは、閲覧を拒むことができる」（例 河川法（昭和39年法律第167号）第12条第4項、更生保護法（平成19年法律第88号）第97条第2項とされているなど、一定の場合に開示をしない旨の定めがあるときは、条例に基づき開示請求した場合の開示の範囲と必ずしも同一にはならないことから、本条の調整措置の対象とならない。

第2項（法令等の規定による縦覧との調整）関係

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第2条第3項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

1 趣旨及び解釈

「縦覧」は、条例第2条第3項において、開示の方法として規定されていないが、個々人に公文書の内容が明らかに分かるように示し、見せるものであり、閲覧と同視される開示の形態であることから、法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、第2条第3項の閲覧とみなして、条例では、閲覧の方法による開示を行わないこととするものである。

2 運用

(1) 法令等が定める公文書の閲覧、縦覧等との調整

法令等が、公文書の閲覧、縦覧等の期間又は対象者の範囲について規定している場合において、当該期間以外の期間又は当該対象者以外のものについての公文書の閲覧又はその写しの交付は、この条例の定めるところによるものとする。この場合においては、法令等が公文書の閲覧、縦覧等の期間以外の期間若しくは対象者以外のものについて公文書の閲覧、縦覧等を禁止しているものであるかどうか又は法令等が当該法令等に規定する方法以外の方法による公文書の閲覧、縦覧等若しくは当該法令等に規定する事項以外の事項に係る公文書の閲覧、縦覧等を禁止しているものであるかどうかについて、当該法令等の趣旨を踏まえて慎重に判断し、開示等の決定を行うものとする。

(2) 法令等による閲覧、縦覧等の例

法令等による公文書の閲覧、縦覧等の例としては、次のようなものがある。

ア 閲覧、縦覧等に制限のないもの

- 都市計画法（昭和43年法律第100号）第47条第5項の規定による開発登録簿の閲覧又は写しの交付

イ 閲覧、縦覧等の期間を制限しているもの

- 都市計画法第17条第1項の規定による都市計画の案の縦覧（公告の日から2週間）

ウ 閲覧、縦覧等の対象者を制限しているもの

- 行服法第38条第1項の規定による処分庁等から提出された書類その他物件の閲覧又は交付（審査請求人、参加人）
- 公害紛争処理法施行令（昭和45年政令第253号）第15条の3の規定による公害審査会の事件記録の閲覧（当事者）
- 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第84条第2項の規定による簿書の閲覧（利害関係者）

エ 閲覧、縦覧等の方法を定めているもの

- 建設業法（昭和24年法律第100号）第13条の規定による一般建設業の許可申請書等の閲覧（閲覧所における閲覧）

オ 閲覧、縦覧等に係る事項を制限しているもの

- 電気工事業者の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第16条の規定による電気工事業者登録簿の閲覧又は謄本の交付（主任電気工事士の履歴書、実務経験証明書等の登録申請書の添付書類に記載されている事項は、登録簿の記載事項とされていないことから閲覧等の範囲外）

第23条（北海道立文書館等が保有する公文書）関係

第23条 この章の規定は、北海道立文書館、北海道立総合博物館その他の道の施設が一般の利用に供することを目的として保有している公文書については、適用しない。

1 趣旨及び解釈

- (1) 本条は、北海道立文書館、北海道立総合博物館等の道の施設が一般の利用に供するために保有している公文書の閲覧又はその写しの交付については、この条例を適用しないこととしたものである。
- (2) 「その他の道の施設」とは、北海道立図書館等のような施設をいい、当該施設が公の施設であるかどうかを問わないものである。
- (3) 「一般の利用に供することを目的として保有している公文書」とは、道民その他一般の閲覧等に供することを目的として、北海道立文書館等が収集し、及び保存管理している公文書のようなものをいう。

2 運用

北海道立文書館等が保有している公文書の閲覧又はその写しの交付との調整

北海道立文書館、北海道立総合博物館その他の道の施設が一般の利用に供することを目的として保有している公文書の閲覧又はその写しの交付については、これらの施設がそれぞれ定めるところにより行うものとする。この場合において、行政情報センター等の公文書の開示の窓口これらの公文書の閲覧又はその写しの交付の申出があったときは、当該公文書を保有している施設に連絡し、必要な案内を行うなど適切な対応に努めるものとする。

第3章 情報提供の総合的推進

第1節 情報提供の総合的推進

第24条及び第25条は、情報提供施策に関する実施機関の責務について定めたものである。

第24条（情報提供の総合的推進）関係

第24条 実施機関は、その保有する情報を積極的に道民の利用に供するため、情報提供の総合的推進に努めるものとする。

趣旨及び解釈

本条は、道民の道政に対する理解と信頼を深め、住民参加の開かれた道政を推進するためには、実施機関が保有する情報を積極的に道民に提供する必要があることから、情報提供の総合的な推進に努めるとする基本的な考え方を示したものである。

第25条（情報提供施策の充実）関係

第25条 実施機関は、道民が道政に関する情報（政策形成過程にあるものを含む。）を迅速かつ容易に得られるよう、広報及び広聴の活動の充実、刊行物その他の資料の積極的な提供、高度な情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等により情報提供施策の充実に努めるものとする。

趣旨及び解釈

- (1) 本条は、情報提供の総合的な推進を図るため、実施機関は、情報提供施策の充実に努めることとしたものである。
- (2) 「政策形成過程にあるものを含む」としたのは、計画の策定や政策の立案など行政の意思決定前の情報を適時に道民に提供することにより、行政への住民の参加を促し、開かれた道政を進めるという趣旨である。
- (3) 「広報及び広聴の活動の充実」とは、提供する情報の量的拡充と迅速さ、分かりやすさなどの質的向上に努めること、住民の意見、要望などを積極的に把握し、道民の情報ニーズの的確な把握に努めることをいう。
- (4) 「刊行物その他の資料の積極的な提供」とは、道、国、道内市町村等が発行した道行政、道民生活に関係する刊行物等を収集し、道民の閲覧に供するとともに、収集した刊行物等の検索情報等を積極的に提供することをいう。
- (5) 「高度な情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進」とは、近年著しい発展を見せている情報通信技術の成果を情報提供手段として積極的に活用するなどして、多様な媒体による情報提供に努めることをいう。

第2節 会議の公開

第26条（会議の公開）関係

本条は、附属機関等の会議の公開について定めたものである。

第26条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

趣旨及び解釈

- (1) 道政運営の透明性を高めるためには、法律又は条例により設置される審査会、審議会、調査会等の附属機関及びこれに類するものの会議自体が公開で開催されることが必要である。本条は、このような趣旨から、附属機関及びこれに類するものは、原則としてその会議を公開することとしたものである。
- (2) 「これに類するもの」とは、次のような懇談会及び連絡調整会議をいう。
 - ア 懇談会
行政運営上の参考に資するため、有識者等の参集を求め、意見聴取、意見交換、懇談等を行う会合で、機関としての意思決定を行わないもの
 - イ 連絡調整会議
 - (ア) 道及び他の構成機関の事務の執行に係る連絡調整等のため、道が設置又は開催する道職員以外の者が参加する会議で、機関としての意思決定を行わないもの
 - (イ) 庁内各部等の事務の執行に係る意思決定、連絡調整等のため、道が設置又は開催する道職員のみで構成する合議制の機関又は機関としての意思決定を行わない会議（行政組織規則第26条に定める内部協議機関を除く。）
- (3) 「許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務」とは、会議を公開することが適当でないと認められるものを例示したものである。
- (4) 「会議を公開することが適当でないと認められる」とは、審議の内容が個人のプライバシーや法人等の利害関係等に係るもの又は試験の成績判定等のように、公開することによって、個人や法人等の権利利益が侵害され、又は当該会議の円滑若しくは公正な運営が著しく損なわれると認められること等をいう。

第3節 出資法人等の情報公開

第27条（出資法人等の情報公開）関係

本条は、実施機関が定める一定の要件に該当する法人等（以下「出資法人等」という。）の情報公開について定めたものである。

第1項（出資法人等の情報公開）関係

第27条 道が出資その他の財政上の援助等を行う法人等であって、実施機関が定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、経営状況を説明する文書等その保有する文書（図画及び写真並びに電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）の公開に努めるものとする。

1 趣旨及び解釈

- (1) 道政運営の透明性を高めるためには、実施機関のみならず、道の財政的援助等を受け、道行政の補完的役割を果たしている法人等においても、一定の情報公開が行われる必要がある。本項は、このような趣旨から、出資法人等はその保有する文書の公開に努めることとしたものである。
- (2) 「出資その他の財政上の援助等」とは、資本金、基本財産その他これに準ずるものに対する出資、出えんのほか、補助金、委託料等を交付していることをいう。
- (3) 「経営状況を説明する文書等」とは、定款又は寄附行為、事業計画書、予算書、事業報告書、決算書その他これらに準ずる文書等をいう。

2 運用

経営状況を説明する文書の取扱い

出資法人等においては、「経営状況を説明する文書」について、法人等の主たる事務所において一般の閲覧に供するよう文書の整備を図るとともに、その他の文書については、第2項の規定により実施機関から提出を求められた場合には、これに応ずるよう努めるものとする。

第2項（出資法人等の保有する文書に対する公開の申出）関係

2 実施機関は、出資法人等が保有する文書であって、実施機関が管理していないものについて、当該文書の公開の申出があったときは、出資法人等に対して当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

趣旨及び解釈

出資法人等が保有する文書で実施機関が管理していないものについても、何人も実施機関に対して当該文書の公開の申出ができることとしたものであり、申出があった場合、実施機関は、出資法人等に対して当該文書を提出するよう求めることとしたものである。

第3項（実施機関への委任）関係

3 前項の規定により実施機関が出資法人等に提出を求める文書の範囲、文書の公開の手続、費用の負担その他必要な事項は、実施機関が定める。

趣旨及び解釈

前項の規定による申出に関し、実施機関が出資法人等に提出を求める文書の範囲、文書の公開の手続、費用の負担その他必要な事項は、実施機関が定めることとしたものである。

第27条の2（指定管理者の情報公開）関係

本条は地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者（以下「指定管理者」という。）の情報公開について定めたものである。

第1項（指定管理者の情報公開）関係

第27条の2 指定管理者（道が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定した法人その他の団体をいう。以下同じ。）は、その保有する文書であって自己が管理を行う同法第244条第1項に規定する公の施設に係るものの公開に努めるものとする。

趣旨及び解釈

- (1) 地方自治法第244条第1項に規定する公の施設の管理を行う指定管理者は、公の施設の管理主体として道政を担う役割を果たすため、管理を行う公の施設に関して一定の情報公開が行われる必要がある。このような趣旨から、指定管理者はその保有する文書の公開に努めることとしたものである。
- (2) 「その保有する文書であって自己が管理を行う同法第244条第1項に規定する公の施設に係るもの」とは、具体的には指定管理者が公の施設の管理に伴い作成又は取得した文書をいい、道が指定管理者として指定した法人その他の団体に係る経営状況を説明する文書等は該当しない。

第2項（指定管理者の保有する文書に対する公開の申出及び実施機関への委任）

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する文書について準用する。この場合において、これらの規定中「出資法人等」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

趣旨及び解釈

前項に規定する文書であって、実施機関が管理していないものについても、出資法人等と同様に、何人も実施機関に対して当該文書の公開の申出ができることとしたものであり、申出があった場合、実施機関は、指定管理者に対して当該文書を提出するよう求めることとしたものである。

また、当該文書の公開の申出に関し、実施機関が指定管理者に提出を求める文書の範囲、文書の公開の手続、費用の負担その他必要な事項は、実施機関が定めることとしたものである。

第4章 雑則

第28条（適用除外）関係

第28条 この条例の規定は、次に掲げる公文書については、適用しない。

- (1) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物
- (2) 漁業法（昭和24年法律第267号）第20条第1項に規定する漁獲割当管理原簿及び同法第117条第1項に規定する免許漁業原簿

趣旨及び解釈

本条は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第43号）において情報公開法の規定が適用されないこととされた文書のうち、実施機関が保有している公文書については、条例の適用除外とすることを定めたものである。

第29条（実施機関への委任）関係

本条は、この条例の施行に必要な事項に関する実施機関への委任について定めたものである。

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

趣旨及び解釈

この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関がそれぞれ規則等により定めることとしたものである。